

# 愛媛県医師ゴルフ会々則

1. 本会は愛媛県医師ゴルフ会と称し、ゴルフを通じて会員の親睦を計るを目的とする。
2. 会員は原則愛媛県医師会員で、立派なゴルファーとして役員会で認めた者に限る。
3. 本会に次の役員をおき、任期は1年として留年をさまたげない。  
会長1名 幹事若干名
4. 会長は会員の中から選出し、他の役員は会員が推薦し総会の同意を要する。
5. 役員会は本会の円滑な運営を計るため必要な規則を定め運用する。
6. 総会は年1回開き特に重要な事項を決定する。
7. 本会の経費は、会費寄付金その他収入による。
8. 会費は年額15,000円とし（途中入会の者は月割りで計算する）、年度初めに納入しなければならない。

## 競技規則

1. 本会は原則として毎月ゴルフ競技を行う。また四国医師ゴルフ会等の実施に当る。
2. 本会の競技は日本ゴルフ協会ゴルフ規定および競技開催コースのローカルルールにより行う。
3. 競技会は原則として18ホールズストロークプレーとし、各コースのローカルルールによるティーフランドで行う。競技成立は、出場会員3名（カード参加は除く）であれば成立する。  
なお完全にラウンドを終了出来ない場合は出場役員の合議で処理する。
4. 競技はダブルペリア方式で行う。参加者はプレイ終了後速やかにスコアカードを提出する。もし提出がない場合は参加と認めない。
5. 初出場の優勝、準優勝も認め年間複数回の優勝も認める。
6. 順位はネットスコアによるが同点の場合は年長者を上位とする。ブービーは最下位より3番目とする。
7. カード参加は1週間前までに幹事の許可を要する。カード参加者もスコアカードを提出しなければならない。またカード参加者は県医師ゴルフ会の最終組より早く競技を終了する事が必要である。
8. 会費を納入しない者、長期欠席者、無届欠席並びに出欠不安定な者、ゴルファーとしての資格に欠ける者は役員会にて除名することができる。

※ 誕生カードを活用したいと思いますので、ご協力をお願いします。

(2019年6月9日改定)